

諮問番号：行政不服審査諮問第7号

答申番号：川情審査行服答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が平成29年3月16日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して行った預金差押処分（以下「本件処分」という。）について審査請求人が同年4月27日付けで提起した審査請求（平成29年（審）第3号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

第2 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

（1）請求人の請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

（2）請求人の請求の理由

ア 平成22年から平成23年3月頃まで仕事をしていなく、市役所と相談をしたところ、国民健康保険税はいくらでもいいので支払いをしてくださいと言われてた。

イ 平成26年に心筋梗塞になり、あまり仕事ができなかったが、その時から毎月20,000円の納付を頑張って続けてきた。しかし、入院して薬代、入院代を含め、何十万円かかっている。

ウ 督促状の速達は届いておらず、差し押えのことは知らなかった。差し押さえられることが分かっていたら、平成29年3月31日の支払いはしなかった。

エ 勝手に預貯金を引かれ、仕事もできなく、生活に困っている。

オ 20,000円の分納支払いの紙がなくなり追加の発行をしてもらおう際、もっと払ってくださいというような話はなかったし、あれば支払っていた。

カ 税を納期限内に納付すべきことを知らなかったし、教えてくれれば実行していた。その方法がわからなかった。

キ 毎月の分割の支払と督促状の支払が重なって、支払が出来なかった。

ク 分割による納付金は古い滞納本税へ順次充てていき、延滞金については、

上司の判断で決まると言っていた。延滞金の減免の制度があることを教示されなかった。知っていれば申請していた。最初から詳しく説明すべきである。

ケ よって、本税を除く全部（延滞金25万5400円）の返還を求める。

2 処分庁の弁明の趣旨及び弁明の理由

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 「いくらでもいいので頑張って支払いして下さい」のような課税額以下の納付を無条件で認める発言を請求人にしていない。仮に発言するとすれば、それは収入がないのであれば現年度課税分を納期内に納付すれば過去の滞納については可能額でもやむを得ないという主旨である。

イ 「もっと支払いして下さいと言いませんでした。言えば支払いました」とあるが、催告書の送付や請求人の求めに応じて滞納明細書も渡していることからしても、現状の分割納付額では滞納の解消が見込めないことは明白である。

ウ 督促状は年8期の各納期20日経過後に届出のある住所に送付しており、いずれも返戻はない。また毎年同住所に送付している保険証は受領しているし、平成27年3期分から5期分までについては現に督促状を用いて納付しているのであるから、督促状が送達されていないことはなく、本件処分は地方税法第728条の差押の要件を満たしている。

エ 延滞金は地方税法第723条及び附則第3条の2の規定に基づき算定されており、またその納付が義務付けられているために徴収したものである。したがって延滞金を返金する理由はない。

オ 申請に基づきやむを得ない事由があると認める場合、延滞金を減免することができるが、請求人においては申請がないし、減免の可否を上司の判断で決めることはない。

カ 以上のことからすれば請求人の主張はいずれも認められるものではなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきものとする。

2 審理員意見書の理由

(1) 滞納処分の実施について

ア 滞納処分とは、税（徴収金）が納期限までに完納されないとき、税債権を保全するために、納税者の財産をもって滞納税に充てる一連の手段であり、当該処分は納税者の意思にかかわらず強制的に行われるものである。

イ また差押処分とは、滞納処分の一部をなすものであり、滞納者の財産について法律上又は事実上処分を禁止し、それを換価できるような状態におく強制的な処分である。国民健康保険税については、地方税法（以下「法」という。）第728条第1項第1号によれば、地方団体の徴税吏員は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国民健康保険税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえないとされている。

ウ 本件処分においては、請求人は督促状の送達を受けていない旨主張するが、処分庁は毎期ごとに納付が確認されないものについて、請求人宛住所に督促状を送付し、いずれも返戻はない。また、平成27年3期分から5期分については現に督促状を用いて納付をしている事実が確認される。督促状は特段異なる住所に送付した記録も確認されないのであるから、督促状はいずれも請求人の住所に送付されたものと推認される。処分庁は督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納が認められなかったことから本件処分を行った。

エ 納税者の生計の維持等の観点から、滞納処分には、一定の範囲で制限ないし調整を図る趣旨の制度も存在し、具体的には、①超過差押及び無益な差押の禁止（国税徴収法第48条）②差押処分の禁止（国税徴収法第75条から第78条まで）等を挙げることができる。

オ これを本件についてみると、①本件処分については、本件滞納を徴収するため以上の差押ではないし、回収見込みのない差押でもなく、②本件処分は預金債権に対するものであるから国税徴収法第75条から第78条までに規定される差押処分の禁止規定に該当するものでもない。

カ 以上のことからすれば、本件処分に違法ないし不当な点は見あたらない。

(2) 分割による自主納付中の差押処分について

ア 請求人はこれまで平成26年6月から2万円ずつの納付を続けてきたにもかかわらず、突然本件処分を受けたことに不平を述べている。

イ しかし、本件にあつては法に基づく徴収猶予の申請ないし決定処分があつた事実は認められないのであるから、当該2万円の納付とは法が認めた分納ではなく、納期限を過ぎてから請求人の事情による任意の申し出に基づく納付にすぎない。

他方、滞納であっても税とは本来自主納付が望ましいこと、差押可能財産の有無については調査が必要であること等の事情を鑑みれば、処分庁は即座に差押をすることなく、一層の自主納付による完納や納付額の増額を期待していたものとも考えられる。

また、処分庁は請求人に対し納付書を交付しているが、これは請求人自らが申し出た自主納付に対し、徴収権者たる処分庁がその収納の義務に基づき行ったにすぎないものであつて、当該納付書の発行行為や任意の自主納付行為が滞納処分の実施を妨げるものでもない（なお、請求人が平成26年5月14日に処分庁に提出した納税誓約書には、請求人の都合により誓約期日までに納付できない場合は差押等を受けても異議ない旨の記載がある。しかし、当該納税誓約書中の誓約期日とは平成26年11月までしか記載はなく、その後は再相談となっているが、再相談の事実は確認できないから同年12月以降に行った納付とは当該誓約に基づくものでもなく、これら記載内容が影響を及ぼしているともいえないし、したがって2万円の納付を継続する中（平成27年10月及び11月には納付はない。）、本件処分を行ったことが条理に反するとまでいうことはできない。）。

よつて、請求人は交付された納付書による自主納付をしていさえすれば、差押はなされないだろうとの感情を有したとしても、本件処分に不当な点等の指摘すべき点は見あたらない。

ウ 加えて、処分庁は毎年度発生する新規課税についても当然納付書を発行、通知しているし、新規課税やこれまで累積された滞納を問わず、必要な督促や催告は常に継続して行つているのであるから、これまでの累積された滞納

に対し、請求人の自主納付の便宜を図るために納付書を交付し続けたとしても、処分庁は漫然と請求人の納付義務を月々2万円に限って認めてきたということもできない。

エ 請求人は、平成28年7月8日には滞納額の確認等のため来庁しており、その際、処分庁は平成22年度から平成27年度までの課税分の同時点での滞納明細書を渡しているのであるから、請求人にとってはこの時点においても自らの滞納状況を把握しているはずであるし、毎月2万円ずつの納付を続けていても累積された滞納が解消されるまでにはなお相当の時間を要する状況にあったことを把握し得ていたといえる。

オ これらのことからすれば、処分庁からもっと払ってほしいとの話があれば、もっと払っていた旨の請求人の主張を是認することはできない。なお、請求人にとっては、少なくとも平成27年12月は2万円の納付と、督促状を用いた2万1000円の双方の納付が認められるのであるから、請求人は月々2万円の納付を続けていさえすれば自らの納付義務を果たしていたと考えていたということもできない。

カ よって、分割による自主納付中に本件処分を行ったことに特段の違法ないし不当な点は見あたらない。

(3) 差押処分の分割について

ア 関係法令に差押処分の分割に関する規定は、差押処分等による配当の原則を定めるもの（法第14条の5第1項）のほかは特段存在しない。

イ 一方、納期限を過ぎた税債権及びこれに伴う延滞金を一刻も早く保全すべきは、処分庁としての当然の責務である。

処分庁が余剰財産として判断した預金債権は滞納本税及びこれに伴う延滞金の合計を明らかに上回っており、滞納本税と延滞金を一括して保全した処分庁の判断に違法ないし不当な点は認められない。

ウ したがって、請求人の滞納本税を除く延滞金について返還を求める主張には理由がない。

なお、請求人は延滞金の減免の制度についての教示が処分庁からはなかったことについても不平を述べるが、延滞金の減免については地方税法において明記されているし、その取扱いについては川口市税規則において規定され

ているのであるから、それらを知らなかったことや教示されなかったことに不平を述べることはできないし、そのことをもって本件処分のうち、延滞金部分の返還をする理由とすることもできない。

(4) 請求人の主張する経済的事実等について

ア 請求人によれば、平成26年には心筋梗塞により毎月の2万円の納付は行わないもの、あまり仕事ができなかったこと、薬代、通院代を含めて多額の費用を要していること、本件処分により仕事ができず、生活に困窮する等主張する。

イ しかし、請求人の財産についてみれば、本件処分の対象となった預金口座には合計して150万円を超える預金が認められるところ、預金債権にあってはそもそも差押が禁止される財産ではないし、給与等のような差押が禁止される債権としての属性が請求人の有する預金債権に引き継がれたと判断されるような具体的事実も確認できない（差押の対象となった口座には児童手当が振り込まれているが、本件処分後の当該口座の残高は児童手当の振込額を上回っているのであるから、仮に当該預金口座中の預金債権の一部を差押が禁止される児童手当としてみなしたとしても、本件処分は違法ということとはできない。）。

また、国税徴収法第63条によれば、債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえなければならないこととされている以上、処分庁の裁量により請求人の生活状況等を考慮して処分の範囲を決める余地があったとは認められない（同条ただし書の一部差押とは、差押の必要性から判断されるものであって、生活状況等により判断するものではない。）。

これらのことからすれば、本件処分には経済的事実等に関する特段の違法ないし不当な点を指摘することはできない。

ウ なお、滞納者の生活保持を尊重する趣旨の制度としては滞納処分の停止を挙げることができ、法第15条の7第1項第2号によれば「滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。」にあっては滞納処分を停止し、その差押を解除することができることとされている。

エ 国税における同種の規定（国税徴収法第153条第1項）を解釈した国税徴収基本通達によれば、「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、

滞納者（個人に限る。）の財産につき滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収（以下「滞納処分の執行等」という。）をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法第76条第1項第4号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。」とある。

オ 本件において同号に規定する額とは、滞納者と生計を一にする親族は合計で3名程度と考えられるから、23万5000円（10万円＋4万5000円×3名 国税徴収法施行令第34条）程度と考えられるが、本件処分の後に請求人の3口座には合計して90万円弱の預金債権が残っていることが認められるのであるから、本件処分がなされたとしても請求人の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとはいえず、よって滞納処分の停止に該当するものでもない。

(5) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年月日	経過
平成30年 2月21日	諮問
平成30年 2月23日	処分庁から聴取、審議
平成30年 3月12日	審議
平成30年 4月27日	審議

第5 審査会の判断

本件審査請求は、本件差押処分の違法性または不当性を主張するものである。

- 1 国税徴収法第47条第1項第1号によれば、徴収職員は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないと定めている。
- 2 また、「国税徴収法基本通達第47条関係差押えの要件17財産の選択」は、差押について次に掲げる事項に十分留意して行うものとされている。この場合

において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとしている。

- (1) 第三者の権利を害することが少ない財産であること。
- (2) 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- (3) 換価が容易な財産であること。
- (4) 保管又は引揚げに便利な財産であること。

3 また、差押にあつては、国税徴収法第75条から第78条までの規定により、その一部分については禁止がなされている。

4 これらの点を本件についてあてはめてみると、まず、請求人の滞納分は、本税35万3100円及び延滞金25万5400円の合計金60万8500円である。

5 一方、国税徴収法に規定される差押限度額については、請求人の場合、税金・保険料を除き世帯人数3名の生活維持費として金23万5000円であり、本件差押後の請求人の預金額が金90万円程度程あることから、本件差押によっても請求人一家の生活を著しく窮迫させるものではない。

6 請求人は、処分庁に対し平成26年5月14日付で納税誓約書を差入れ、同年6月から1ヶ月金2万円の支払いを続けているが、分納誓約は、あくまでも請求人本人からの申出によるものであって、処分庁との間でその旨の分納の合意がなされたとは認められず、分納が誓約書通り行われていたとしても、その後において、新たな財産が発見された場合は、その財産について差押処分ができないものではない。本件差押の対象となった請求人の預金口座は、分納開始後に判明したものであり、誓約分割による1ヶ月2万円の分納では完納に時間がかかり、滞納税も加算されていくことを考えれば、処分庁の行った本件差押処分は違法また不当なものではない。

7 なお、国税徴収法第47条第1項第1号によれば、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえないなければならないものである。

これにつき、請求人は処分庁から督促がなされていないと主張しているが督促状はこれまでと同じ請求人の住所宛になされていて、これについて送達がで

きないとして処分庁に返戻されたような事実もなく、督促状は請求人に送達したものと認められる。

- 8 また、処分庁が延滞税分についても差押を行ったことについては、処分庁において延滞税の免除をしたとの事実は認められないことから、その差押は違法または不法なものではない。
- 9 よって、本件差押処分にその余の点も含め、違法性や不当性はなく、請求人の主張はいずれも理由がないので延滞税分の返還を求める請求人の請求は認められない。
- 10 以上によれば、本件審査請求は審理員意見書のとおり棄却するのが妥当である。

平成30年6月14日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊